

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>(貨物油タンクの附属装置)</p> <p>84.1(a) <u>国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー以外の船舶の貨物油タンクには、「第一号に掲げる基準に適合する装置又は貨物制御室その他の貨物及び水バラストの制御を行う場所において貨物油タンク内の圧力を表示することができ、かつ、貨物油タンク内の圧力が著しく変化した場合に警報を発することができる貨物油タンク内の圧力を監視する装置」を備え付けることを要しない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(e) 「第一号に掲げる基準に適合する装置」とは、「次に掲げる基準に適合する通気装置」として備え付けた第一号の通気装置（止め弁、吸排気口等）が故障等により閉鎖した場合においても、貨物の積込み及び取卸し並びに水バラストの積込み及び排出により生じる貨物油タンク内の圧力を調整することができる装置であって、例えば以下に掲げるものをいう。</p> <p>(1) PVブレーカー又はラプチャーディスクを設け、かつ、</p>	<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>(貨物油タンクの附属装置)</p> <p>84.1(a) <u>次に掲げる貨物油タンクには、「第一号に掲げる基準に適合する装置又は貨物制御室その他の貨物及び水バラストの制御を行う場所において貨物油タンク内の圧力を表示することができ、かつ、貨物油タンク内の圧力が著しく変化した場合に警報を発することができる貨物油タンク内の圧力を監視する装置」を備え付けることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー以外の船舶の貨物油タンク</u></p> <p>(2) <u>貨物の積込み及び取卸し並びに水バラストの積込み及び排出のいずれの場合においても、貨物油タンク内の圧力の調整を2以上の通気装置で行うことができる貨物油タンク</u></p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(e) 「第一号に掲げる基準に適合する装置」とは、<u>貨物の積込み及び取卸し並びに水バラストの積込み及び排出のいずれの場合においても、貨物油タンク内の圧力の調整ができるようにPVブレーカー又はラプチャーディスクを設け、かつ、排気口の部分を二重化したものをいう。ただし、二以上の貨物タンクに共通の通気装置であって、船舶検査心得3-2船舶防火構造規則51-4.1.1(a)により止め弁の施錠装置が取り付けられ、かつ、開閉が表示できるように措置されている場合は、PVブレーカー又はラプチャーディスクを設けることを要しない。</u></p> <p>(新設)</p>	

吸排気口の部分を二重化したもの（二重化した吸排気口は、防火構造告示第43条第3号及び第4号の要件に適合するもの）。(図84.1<1> 参照)

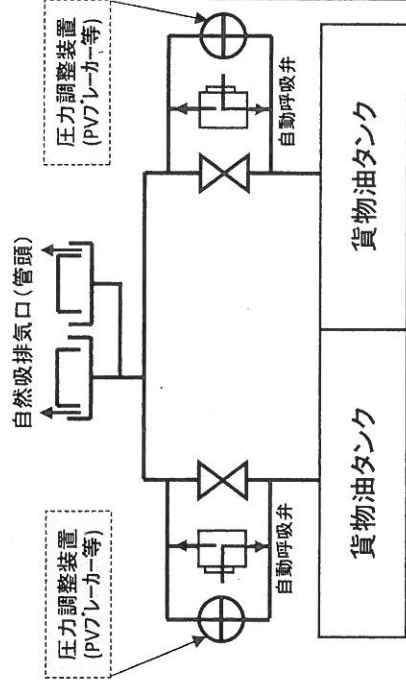


図84.1<1>

(2) 貨物の積み込み及び取卸し並びに水バラストの積み込み及び排出により生じる貨物油タンク内の圧力も調整することができ第2号の自動呼吸弁であって、吸排気口が防火構造告示第43条第3号及び第4号の要件に適合するもの (図84.1<2> 参照)

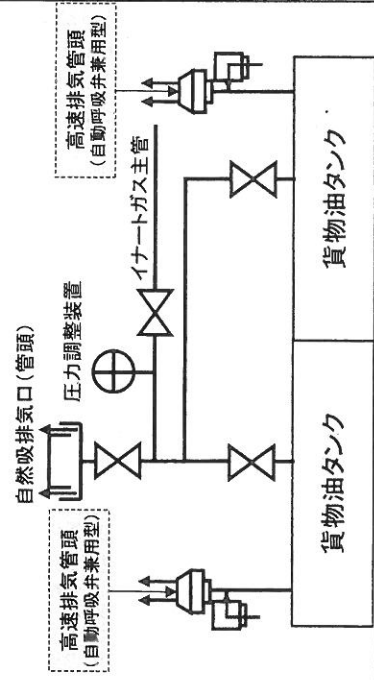


図84.1<2>

(新設)

(f)・(g) (略)	(f)・(g) (略)	(f)・(g) (略)
	<p>心得附則(平成28年12月27日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>(a) 改正後の機関規則心得84.1(a)及び(e)の規定は、平成29年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例によることができる。</p>	